

インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方について

平成17年度総合セキュリティ対策会議 報告書

総合セキュリティ対策会議

はじめに

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワーク、とりわけインターネットは、私たちの生活の利便性を向上させるとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重大なシステムとして機能するに至っている。その一方で、サイバー犯罪の検挙件数の増加、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、コンピュータ・ウイルスの蔓延が社会問題となっている。

「総合セキュリティ対策会議」は、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について検討を行うことを目的として平成13年度に設置されたものである。本会議においては、情報セキュリティに関する有識者とどまらず、電気通信事業、コンテンツ事業、コンピュータ製造・販売業、オペレーティングシステム事業等の各種事業に関する知見を有する方々、さらには、法曹界、教育界、防犯団体、消費者団体の方々という広い分野の有識者により、幅広い議論が活発に行われており、平成13年度は報告書「情報セキュリティ対策における連携の推進について」、平成14年度は報告書「情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析について」、平成15年度は「官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方について」、平成16年度は「インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方について」をそれぞれ取りまとめた。

本年度は、検討テーマとして「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」を設定し、インターネット利用者からのインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付けるインターネット上の「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方について検討を行った。本報告書は、本会議での成果をまとめたものである。

なお、各委員には、それぞれが有する個人的な知見に基づいて、個人の立場において自由に議論に参加していただいたものであり、本報告書の内容は、「産業界」の意見を反映したものでなく、各委員が属する企業・組織の立場を反映したものでないこととお断りしておく。

本報告書が、今後の情報セキュリティの向上及び安全・安心なインターネット社会の発展の一助となれば幸いである。

平成18年3月

総合セキュリティ対策会議委員長 前田雅英

総合セキュリティ対策会議委員名簿

| | |
|----------------|--|
| 前田 雅英 (委員長) | 首都大学東京 都市教養学部長 |
| 稲垣 隆一 | 弁護士 |
| 江口 研一 | KDDI(株) 渉外・広報本部 渉外部次長 ((社)電気通信事業者協会 移動体電話委員会部会長) |
| 小田 啓二 | 特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルズ 理事長 |
| 小野田 誓 | (社)日本PTA全国協議会 相談役 |
| 加藤 雄一 | ニフティ(株) 常務取締役システム事業部長 |
| 久保田 裕 | (社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) 専務理事・事務局長 |
| 桑子 博行 | (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長 (AT&Tグローバル・サービス(株)通信渉外部長) |
| 国分 明男 | (財)インターネット協会 副理事長 |
| 佐々木 良一 | 東京電機大学 教授 |
| 下道 高志 | サン・マイクロシステムズ(株) アイデンティティ・マネージメント・ソリューション本部 ソリューション技術部 部長 |
| 城内 恵津子 | 独立行政法人国民生活センター 相談調査部 調査役 |

杉浦 昌 日本電気(株)IT戦略部
セキュリティ技術センター シニアマネージャー

田中 芳夫 マイクロソフト(株)業務執行役員 最高技術責任者

西村 達之 セコムトラストネット(株) 代表取締役社長

春田 真 (株)ディー・エヌ・エー 取締役 グループ戦略室長

廣川 信彦 (社)日本クレジット産業協会 常務理事

別所 直哉 ヤフー(株)法務部長

山口 英 奈良先端科学技術大学院大学 教授

吉川 誠司 WEB110 代表

(敬称略・50音順)

(オブザーバー)

内閣官房
総務省
法務省
外務省
文部科学省
経済産業省

事務局 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

目次

本編

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 総合セキュリティ対策会議委員名簿 | 2 |
| 目次 | 4 |
| 第1章 本会議の目的 | 6 |
| 第2章 産業界等と政府との連携の重要性 | 8 |
| 1. ネットワーク化の進展 | 8 |
| 2. 情報セキュリティに関する脅威の増大 | 8 |
| 3. 産業界等と政府との連携 | 9 |
| 第3章 インターネット上の「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方に関する提言 | 10 |
| 1. 「ホットライン」の概念 | 10 |
| 2. 現状における問題点 | 10 |
| 3. 「ホットライン」の必要性 | 11 |
| 4. 我が国における「ホットライン」の導入 | 11 |
| 5. 「ホットライン」の活動 | 12 |
| 6. 「ホットライン」の効果的運用に向けた取組み | 16 |
| 別添「ホットラインの運用ガイドラインサブグループ」について | 19 |

資料編（参考資料）

1. 平成17年中のサイバー犯罪の検挙及び相談受理状況について・・・・・・1
2. 平成17年中の不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況について・・・・・・10
3. 平成17年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について・・・91
4. 委員発表資料
 - インターネットホットライン連絡協議会のこれまでとこれから・・・101
 - 外国のホットライン事例・・・・・・113
 - インターネット・サービス・プロバイダによる違法・有害情報への取組みの現状について・・・・・・119

第1章 本会議の目的

昨今の官民を挙げた取組みにより、情報技術の急速な進展や高度情報通信ネットワーク社会が実現されつつあり、市民生活・社会経済活動のあらゆる分野において、情報技術及び情報通信ネットワークが活用されるようになってきている。

特に、インターネットの活用による生活の利便性の向上や電子商取引の発展など、高度情報通信ネットワーク社会の光の部分が増長する一方、これに比例するように、サイバー犯罪の検挙件数・相談件数が年々増加するなど、その陰の部分ともいえるべき、情報セキュリティに対する脅威も増大しつつある。情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、国民がこれを安心して利用することができるようにすることは、高度情報通信ネットワーク社会の形成にとって不可欠な条件であり、情報セキュリティの確保は喫緊の課題となっている。

情報セキュリティについては、サイバー犯罪に代表される情報セキュリティに関する脅威の舞台であるインターネット等の情報通信ネットワークが社会・経済活動の根幹を担う存在であり、産業界等が発展させてきたものであること、情報セキュリティに関する脅威に有効に対処するためには速いスピードで発展している高度な技術の活用が必要であること等から、ネットワークに関わる広範な層の協力によってこそ確保されるものであると言える。

それゆえ、情報セキュリティに関する警察の活動も、産業界等多くの関係者・関係機関との連携が必要不可欠である。

情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携については、これまで、自治体（都道府県）レベルでは「プロバイダ等連絡協議会」等を通じた各種の取組み、国レベルでは、G8等の国際的取組みへの参画等がなされてきた。国における取組みの一例である、平成13年5月に東京で開催されたG8ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合（東京会合）においては、産業界等と法執行機関との連携を各国内でも議論することの重要性が改めて確認された。

本「総合セキュリティ対策会議」は、こうした状況を受けて、情報セキュリティに知見を有する各界の有識者による会議として開催に至ったものであり、平成13年度には報告書「情報セキュリティ対策における連携の推進について」を、平成14年度には報告書「情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析について」を、平成15年度には報告書「官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方について」としてまとめた。

また、平成16年度においては、「インターネットの一般利用者の保護のためにできること」及び「インターネットを利用した知的財産権侵害」について、現状の問題を明らかにし、これらの問題を解消するための官民連携の在り方について検討を行うとともに、被害の増加が懸念される「フィッシング」事案について追加検討を行い、報告書「インター

ネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方について」を取りまとめたところであるが、産業界、関係省庁及び警察庁により、この提言を具現化する作業が行われ、現在、インターネット上の自殺予告事案等への対応やインターネット上の知的財産権侵害事犯の取締りに活用され、一定の成果を上げているところである。

本年度（平成17年度）の会議においては、インターネット上に様々な違法・有害情報が氾濫する中で、インターネットの利用に起因して数多くの犯罪や犯罪被害が発生している現状を踏まえ、「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」を検討テーマとして設定し、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、一定の基準に基づき警察やプロバイダや電子掲示板の管理者等に通報を行うインターネット上の「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方について検討を行い、提言としてまとめたものである。

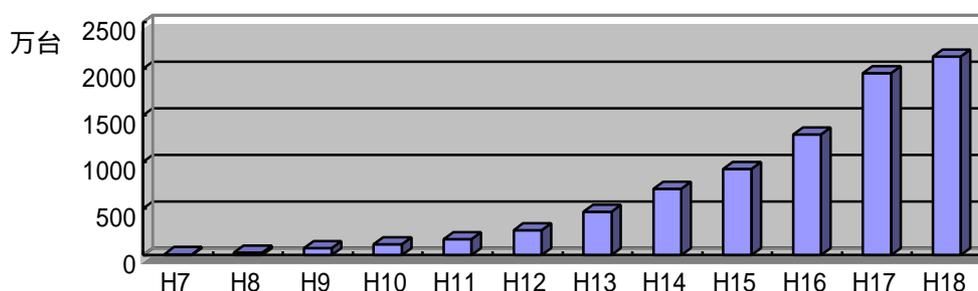
第2章 産業界等と政府との連携の重要性

高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴って、情報セキュリティに関する脅威も増大しており、これに対処するためには、産業界等と政府が連携することが重要である。

1. ネットワーク化の進展

平成17年7月におけるインターネットに接続されている国内コンピュータの数は、約2130万台であり、その数は、増加傾向にある。

インターネットに接続されている国内コンピュータ数



ドメイン名を割り当てられている IP アドレス (.jp) から算出
Network Wizards(<http://www.nw.com>)

また、国内のインターネット利用人口は、平成16年末において約7,948万人（人口普及率62.3%）と推計される。

平成15年末に人口普及率が60%を越え、普及が相当進んだことから、伸び率は鈍化している。



平成17年情報通信白書（総務省）

2. 情報セキュリティに関する脅威の増大

このようなネットワーク利用の増加に対応し、高度情報通信ネットワーク社会の陰の部分とも言うべき情報セキュリティに関する脅威も増大しており、サイバー犯罪の検挙

件数、サイバー犯罪等に関する相談件数も引き続き増加傾向にある。

3. 産業界等と政府との連携

このような状況にあって、ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、ネットワークを安心して利用することができるようにするためには、ネットワークにおける情報セキュリティを向上させることが喫緊の課題となっているところであるが、情報セキュリティについては、次のような観点から、産業界等と政府との連携が重要であると考えられる。

(1) 社会・経済活動の根幹を担う全世界に構築された情報通信インフラ

インターネット等の情報通信ネットワーク（以下「情報通信インフラ」という。）は、電子商取引などの国民の利便性を向上させるサービスを提供するだけでなく、エネルギー供給、交通、政府・行政サービス等国民生活に大きな影響を与えるサービスをも提供するようになってきており、しかも、これらのサービスのネットワークへの依存度はますます高まっている。

このように、情報通信インフラは、社会・経済活動の根幹を担う存在となっており、その安全性及び信頼性の確保は、政府及び産業界の双方に共通の課題となっていることから、これらを効果的に実現していくために双方が協力して情報セキュリティ対策を講じていくことが必要である。

(2) 産業界等が発展させた情報通信インフラ上での事象

情報通信インフラは、国家主導で整備されたものではなく、産業界等が発展させ、多くの人に利益をもたらしてきた。一方、その負の面として、サイバー犯罪等のネットワークに関する脅威がこの情報通信インフラ上で生じてきていることから、情報セキュリティに関する脅威に対して警察等の法執行機関のみで対処することは困難であり、これを作り上げてきた産業界等からの協力を得て対処することが不可欠である。

例えば、情報通信インフラ上でどのような事象が生じているのかという被害実態の把握においても、産業界等と法執行機関との連携がなければその把握は困難であり、証拠の収集等の犯罪捜査が円滑に行われるためにも産業界等の協力が不可欠である。

(3) 高度な技術を利用した事象

サイバー犯罪等のネットワークに関する脅威は、情報通信インフラをその舞台として行われるため、高度な技術を用いて犯罪等が行われることが多く、その技術は極めて速いスピードで進展している。そのため、このような脅威に対処するためには、技術に関する知識・情報を産業界等と政府とで共有することが重要であり、また、両者が協力して脅威に対処するための技術を発展させていくことも重要である。

第3章 インターネット上の「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方に関する提言

現在、インターネット上には児童ポルノ、薬物等禁制品の密売に関する情報等の違法情報や直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆弾の製造方法、殺人等の違法行為の請負等に関する情報などの有害情報が氾濫している状況にある。

とりわけ、平成17年においては、山口県光市の高校生による爆弾製造・爆破事件（6月）や大阪府において発生したいわゆる自殺サイトを利用した連続殺人事件（8月）等インターネット上で流通する情報が犯罪行為に利用されるなど、インターネット上の違法・有害情報が大きな社会問題となったところである。

本会議においては、インターネット上に氾濫する違法・有害情報への対応における官民連携の一つの方策として、すでに諸外国において運用され、一定の成果を上げているインターネット上の「ホットライン」活動を取り上げ、その必要性及び運営の在り方について検討を行った。

1. 「ホットライン」の概念

インターネット上の「ホットライン」とは、インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報についての通報を受け付け、その情報について一定の基準に基づいて判断を行い、警察への通報やプロバイダや電子掲示板の管理者等に削除依頼等を行う仕組みをいう。

2. 現状における問題点

インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対処するため、警察においては、サイバーパトロールを実施し、違法情報については事件化、有害情報はプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除等の措置を依頼するなどの対策を講じているところであるが、対象が広範囲に渡ること、違法情報の中には海外のサーバーに蔵置されているものもあること、コンテンツ自体のコピー、改ざん、削除等が容易であるなどその証拠の隠滅が図りやすいこと等の特性があることから、警察による取締りには一定の限界が存在する。

また、インターネット上の違法・有害情報への対策を推進するに当たっては、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報を集めることが有効であるが、インターネット利用者の視点からすれば、違法情報を警察に通報するに当たっては、氏名等を明らかにする必要等もあり、積極的な通報がなされていない状況にある。また、有害情報については、関係機関が対応しているものの、適切な機関の判断に迷うといった問題点がある。

さらに、海外に設置されたサーバーに蔵置された違法情報については、各国警察機関の連携を補完している民間レベルでの国際的な取組みがなされているところであるが、現在我が国においてこうした取組みはなされていない状況にある。

3. 「ホットライン」の必要性

このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的かつ効率的に推進していくためには、表現の自由等の基本的人権と公共の福祉とのバランスを考慮してインターネット利用者がインターネット利用時に発見した違法・有害情報を通報するための仕組みを整備することが重要である。具体的には、通報を受けて、一定の基準に基づいて違法・有害情報に該当するものを選別した上で、違法情報については警察への通報及びプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼等を実施するとともに、有害情報についてはプロバイダや電子掲示板の管理者等に契約約款等に基づく削除等の措置を依頼するインターネット上の「ホットライン」を導入することが必要である。

4. 我が国における「ホットライン」の導入

(1) 「ホットライン」の実施主体

外国の「ホットライン」実施主体の中には、米国のNCMEC（National Center for Missing and Exploited Children）のように連邦機関として扱われるような団体もあるが、我が国における「ホットライン」は、民間団体が実施主体となって運営されることが望ましい。

【参考1：各国「ホットライン」実施主体の運営形態】

| | 米国NCMEC | 英国MF | ドイツjugendschutz | フランスAFA |
|------|---------------------|------|-----------------|------------|
| 運営形態 | NPOだが、連邦機関として扱われている | 独立機関 | 州政府が設立した公共機関 | ISP業界団体が運営 |

（財）インターネット協会の調査結果より

(2) 「ホットライン」の体制

「ホットライン」業務の継続性及び専門性を確保するためには、「ホットライン」業務において必要となる分野（法律、相談対応、技術分野、海外の情勢関係等）に関して、出来る限り多くの専門家を配置する必要がある。（欧米各国の「ホットライン」における体制は参考2のとおり。）

また、「ホットライン」業務を行うに当たっては、業務拠点を設け、そこに必要な資料や資機材を設置した上で、一定数の分析官等が「ホットライン」業務に従事するという方式を基本とする。

【参考2：各国「ホットライン」実施主体の人員数】

(人員数については、平成14年(2002年)当時のもの)

| | 米国NCMEC | 英国WF | ドイツjugendschutz | フランスAFA |
|-----|---------|------|--------------------|---------|
| 人員数 | 20名 | 8名 | 10名(ホットライン以外の業務含む) | 2名 |

(財)インターネット協会の調査結果より

(3) 運営資金等のコスト負担

「ホットライン」の運営資金については、原則として国が財政的な手当をする。

なお、将来における業務拡大等の状況によっては、運営につき民間企業等からの協力を得ることについても検討する。

【参考3：各国「ホットライン」の年間予算等】

(予算額については、平成14年(2002年)当時のもの)

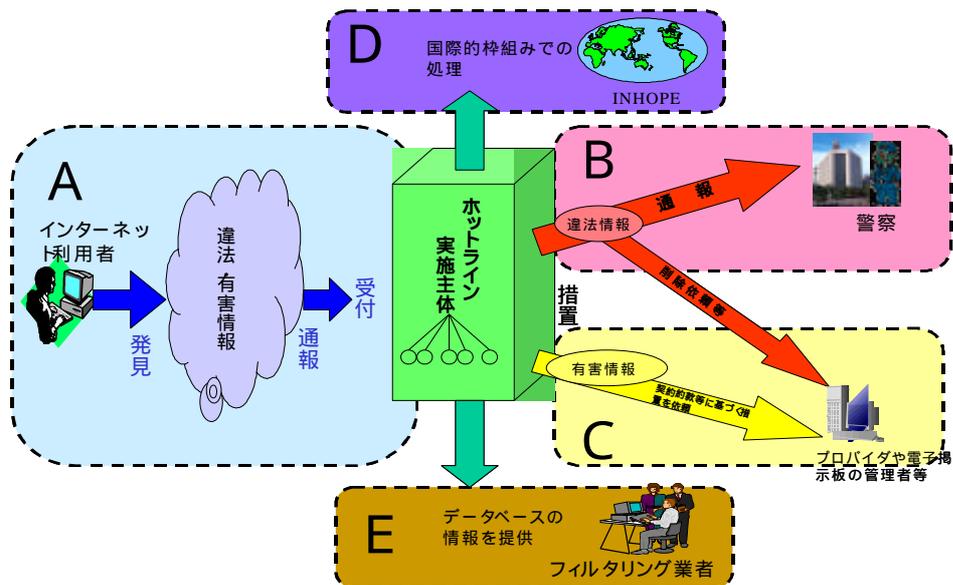
| | 米国NCMEC | 英国WF | ドイツjugendschutz | フランスAFA |
|--------|------------|------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 年間予算 | 200～300万ドル | 50万ポンド(約1億円) | 7万ユーロ | 3万5000ユーロ |
| コスト負担元 | 連邦政府 | インターネット業界(政府からの資金援助なし) | ドイツ各州(16州)からの資金(60%)とEUからの助成金(60%) | ISP会員からの会費(60%)とEUからの助成金(60%) |

(財)インターネット協会の調査結果より

5. 「ホットライン」の活動

我が国における「ホットライン」については、図1のような活動を行うこととする。

図 1



(1) インターネット利用者からの通報の受付について（図「A」の部分）

ア 「ホットライン」実施主体において受け付ける情報の範囲

「ホットライン」実施主体においては、インターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受け付けるが、ここでいう「違法情報」とは、インターネット上の流通が法令に違反する情報をいい、「有害情報」とは、違法情報ではないが、インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報をいう。

イ 通報の受付方法

「ホットライン」実施主体に寄せられる通報を受け付ける方法としては、

ウェブページ上のフォームからの通報

電子メールによる通報

電話での通報

FAXによる方法

郵送

などが考えられる。

英国IWFでは～の方法、アイルランドISPAIでは～のすべての方法で受け付けているが、他国の「ホットライン」実施主体については～の方法で受け付けているなど、全体としても～の方法によって受け付ける方法が主流である。

我が国の「ホットライン」実施主体における通報の受付方法についても、同様に受け付けた情報のデータベース化、受け付けた情報の処理の効率化及びインターネット利用者にとっての利便性を重視する観点から、あらかじめ

- ・URL
- ・情報の種別
- ・電子メールアドレス（任意）

といった項目を内容としたインターネット上の通報受付フォーム（～の方法）を用いることが望ましい。

ウ 通報者へのフィードバック

インターネット利用者による「ホットライン」の継続的な利用を促進するためには、通報した情報がどのように処理されているかを確認することができる仕組みが設けられていることが望ましい。

例えば、通報者が希望する場合には、一定期間内に処理の結果を通報時に記載されたメールアドレスに返送するシステムや通報を受けた情報ごとに整理番号を発行し、ホットライン実施主体のホームページ上で通報者が当該番号を入力することにより、現在の処理状況を確認することができるシステム等が考えられる。

エ 他機関との連携

「ホットライン」実施主体には、様々な情報について通報が寄せられること

が予想されるところであるが、人権侵害、知的財産権侵害等に係る通報等他の機関・団体において処理することが適当なものについては、専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供することとする。例えば、名誉毀損、プライバシー侵害情報については法務省人権擁護局に、知的財産権侵害情報については各権利者団体等に情報提供することが望ましい。

また、「ホットライン」実施主体においては、ウェブページ上において、頻繁に寄せられる質問については、FAQを作成するなどして適切な相談機関等を教示することができる仕組みを作るとともに、非営利団体サイト（WEB110等）、NGO団体（ECPAT/ストップ子ども買春の会、ガーディアン・エンジェルス等）といった関係機関・団体と継続的に連携していくことが重要である。

なお、こうした意見交換の場として「ホットライン」実施主体を中心に、広く関係機関・団体をつなぐ一種の協議会のようなものをつくり、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る連携に関する全体の最適化を図っていくことも考えられる。

オ 情報の保秘

「ホットライン」実施主体に寄せられた情報については、児童ポルノ等も含まれることから、情報の管理については特段の配慮が必要であり、内部的な情報管理マニュアルを整備することが望ましい。

(2) 違法情報の処理について（図「B」の部分）

ア 違法情報への対応

「ホットライン」実施主体においては、受け付けた違法情報について違法情報該当性の判断を行った後、違法情報に該当するものについては、一定の手続に従って、警察への通報を行い、併せて一定期間経過後にプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除依頼を行う。

ただし、違法情報の中でも殺害予告、爆破予告等の情報については、プロバイダや電子掲示板の管理者等に削除依頼を行うことによって解決される問題ではなく、むしろ警察の対応が積極的に求められる性質のものであることから、原則的にプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼は行わないこととする。

このように、違法情報については、警察への通報対象となる情報の範囲とプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼の対象となる情報の範囲が異なることに注意する必要がある。

なお、「ホットライン」実施主体からの削除依頼については、実際に削除するかどうかについてはプロバイダや電子掲示板の管理者等の自主的な判断によることとなるが、「ホットライン」設置の趣旨及び違法情報の流通防止の必要性に照らし、できる限り速やかに対応することが期待される。

(参考4)

| | 区分 | 処理内容 |
|------|-----------------------|---------------------------|
| 違法情報 | インターネット上の流通が法令に違反する情報 | プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除を依頼 |

「ホットライン」実施主体から警察機関への通報ルートとしては、警察庁に通報する方法が望ましい。

イ 具体的な判断基準・手続等

「ホットライン」実施主体からプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除依頼を行う違法情報の範囲及び違法情報該当性の判断基準・手続等に関しては、適切な手続により違法情報該当性の判断が行われるよう、有識者、「ホットライン」実施主体、国（警察、関係省庁）及び関係業界において、現在インターネット上に流通している違法情報について具体的な検討を行った上で、運用ガイドラインを策定することとする（別添参照）。

(3) 有害情報の処理について（図「C」の部分）

ア 有害情報への対応

「ホットライン」実施主体においては、受け付けた情報が有害情報、具体的には、
違法行為を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等する情報
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
人を自殺に誘引・勧誘する情報

等に該当するか否かの判断を行った後、「ホットライン」実施主体からプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼することとする。

なお、「ホットライン」実施主体からの削除依頼等については、実際に削除するか否かについてはプロバイダや電子掲示板の管理者等の自主的な判断によることとなるが、「ホットライン」の設置の趣旨に照らし、適切な対応を行うことが社会的に期待されるところである。

(参考5)

| | 区分 | 処理内容 |
|------|---|--|
| 有害情報 | 違法行為を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等する情報 | プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼 |
| | 違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報 | |
| | 人を自殺に誘引・勧誘する情報 | |

イ 具体的な判断基準・手続等

「ホットライン」実施主体からプロバイダや電子掲示板の管理者等に削除等の依頼をする有害情報の範囲及び有害情報に該当するか否かの判断基準・手続等に関しては、適切な手続により有害情報に該当するか否かの判断が行われるよう、有識者、「ホットライン」実施主体、関係業界等において、現在インターネット上に流通している有害情報について具体的な検討を行い、運用ガイドラインを策定することとする（別添参照）。

(4) 国際連携による違法情報の処理（図「D」の部分）

「ホットライン」実施主体においては、原則として日本国内のサーバに違法・有害情報が蔵置されていた場合に、当該プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除依頼等を行うこととする。

しかしながら、これまでインターネット上の違法情報が外国に所在するサーバに蔵置されていた場合には、各国における法制度の違いはあるものの、警察において外国の警察機関を通じ、当該情報の削除依頼等を実施していたところである。「ホットライン」の運用開始後においても、違法情報については、原則として、従来どおり警察機関を通じて対応を行うこととするが、これを補完する取組みとして、「ホットライン」実施主体において INHOPE(Internet Hotline Providers in Europe Association)メンバー国に対しては、INHOPE を通じて削除依頼等を行うことも有用な手段であると考えられる。

(5) 他の違法・有害情報対策への貢献（図「E」の部分）

「ホットライン」実施主体においては、集積した違法・有害情報のデータベースを一定期間ごとにフィルタリング事業者に提供するなど、フィルタリング・レイティングといった違法・有害情報対策に役立てることとする。

また、「ホットライン」実施主体においては、フィルタリング・レイティングのみならず、社会情勢、技術の進歩を勘案し、総合的な違法・有害情報対策に資する方策について検討することが望ましい。

6. 「ホットライン」の効果的運用に向けた取組み

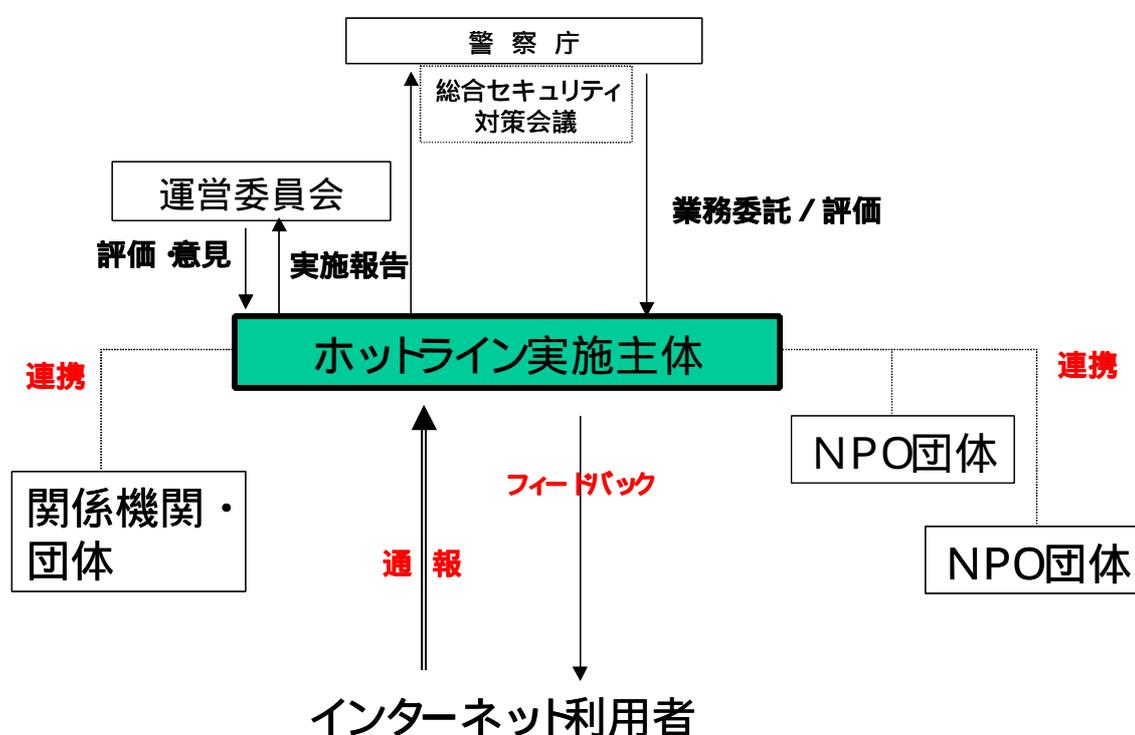
(1) 「ホットライン」の活動に対する評価

「ホットライン」実施主体においては、「ホットライン」活動の広報・啓発の一環として、プロバイダ等との意見交換等を積極的に行うとともに、通報した結果についてホームページ上等で定期的に公表することが望ましい。

また、「ホットライン」については、国が運営資金を支出していることから、「ホットライン」実施主体は活動実績について国に報告することが必要となる。

他方、これとは別に、「ホットライン」の運営の透明性を確保する観点から、一定期間ごとに「ホットライン」の活動状況、実績等について「ホットライン」実施主体から報告を受けた内容についての評価を行い、「ホットライン」の運営全般についてのアドバイスを行う運営委員会を設置するなど、第三者による評価を取り入れることも有用である。

図 2



(2) 運用ガイドラインのフォローアップ

「ホットライン」実施主体にあっては、一定期間経過後に、判断が微妙であった事例について、有識者、プロバイダ、業界団体及び警察庁等と検討を行い、必要に応じて運用ガイドラインの見直しを行うなど、「ホットライン」活動が確実に効果的なものになるよう努めていくことが望ましい。

(3) プロバイダ等との協力の推進

効率的な削除依頼を実施するためには、「ホットライン」実施主体がプロバイダに対して依頼をする際に用いる専用の電子メールのアドレスを設定することが望ましい。連

絡担当者が異動等の事情によって変更になったとしても、継続的に連絡が取れるよう固定のメールアドレスとすることなどが望ましい。)。

プロバイダや電子掲示板の管理者等においては、削除等の依頼を受けた場合には、「ホットライン」実施主体から通報者へのフィードバックに資するため、適宜、「ホットライン」実施主体に対してその後の処理状況について連絡をすることが望ましい。

また、インターネット上の違法・有害情報を削除したとしても、一定期間は検索エンジンのキャッシュに当該情報が残存することから、「ホットライン」活動を実効性あるものとするためには、キャッシュに残存している情報については、検索エンジンを運営する企業からの協力を得て対処することが望ましい。

(4) インターネット利用者に対する周知に係る官民連携

「ホットライン」活動については、インターネット利用者からの積極的な通報によって成り立つものであるため、「ホットライン」実施主体による広報・啓発活動に加えて、警察庁のホームページ、ポータルサイトや検索エンジンを運営する企業のホームページ等における広報など、インターネット利用者に対し「ホットライン」の導入を周知する活動を官民が連携して行うことが重要となる。

なお、「ホットライン」実施主体は、「ホットライン」において主に取り扱う情報の種別等についてホームページ上等で明確にしておくのが望ましい。

「ホットラインの運用ガイドライン検討サブグループ」について

「ホットライン」実施主体においては、インターネット利用者から通報を受けた違法情報を警察に通報し、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除依頼を行うとともに、有害情報についてはプロバイダや電子掲示板の管理者等に契約約款に基づく削除等の依頼をすることとなるが、違法情報等に該当するか否かの判断や「ホットライン」実施主体からプロバイダや電子掲示板の管理者等に通報する際の手続きは、一定の基準に基づいて行われることが重要である。

そこで、当該基準を策定するに当たっては、関係業界、学識経験者等による専門的な検討が求められるところ、本会議と総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」が共同で「ホットラインの運用ガイドライン検討サブグループ」を設置し、集中的かつ多角的な検討を実施することとしたものである。

1. 構成員

| | |
|-------|--|
| 稲垣 隆一 | 弁護士 |
| 大宮 功 | 社団法人電気通信事業者協会 消費者支援委員長 (NTTコミュニケーションズ株式会社 経営企画部担当部長) |
| 桑子 博行 | 社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長 (AT&Tグローバル・サービス株式会社 通信渉外部長) |
| 国分 明男 | 財団法人インターネット協会副理事長 |
| 千葉 公 | 社団法人日本ケーブルテレビ連盟事業部第一グループ長 (アットネットホーム株式会社 人事部付) |
| 苗村 憲司 | 情報セキュリティ大学院大学教授 |
| 野口 尚志 | 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 理事・行政法律部会 副部会長 (EditNet 株式会社 代表取締役) |
| 別所 直哉 | ヤフー株式会社法務部長 |
| 森 亮二 | 弁護士 |
| 吉川 誠司 | WEB110 代表 |

(五十音順・敬称略)

事務局

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

2. 検討の経緯

(1) 第1回

ア 開催日時及び場所

平成18年1月18日(水) 10:00~12:00

警察庁地下1階第8会議室

イ 検討事項

ホットライン制度設計モデル案について

今後の進め方について

(2) 第2回

ア 開催日時及び場所

平成18年2月20日(月) 14:00~16:00

総務省9階 902会議室

イ 検討事項

ホットラインの運用ガイドライン(第1次案)について

今後の進め方について

(3) 第3回

ア 開催日時及び場所

平成18年3月10日(金) 10:00~12:00

警察庁地下1階第8会議室

イ 検討事項

ホットラインの運用ガイドライン(第2次案)について

3. 今後のスケジュール

第4回会議を3月下旬に開催した後、運用ガイドラインをパブリックコメントに付し、第5回会議において上記パブリックコメントを受けた運用ガイドラインを策定する予定である。